

3 . 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

利用面での基本方針

- ・ **多様なニーズに対応した複合的な海岸づくり**

海岸は生活の場、レクリエーションの場、交通運輸の場など様々な利用がなされている。このため、レクリエーション活動の推進、漁業振興、地域性豊かなイベントによる地域振興など、それぞれの海岸で利用形態に配慮した海岸づくりに取り組む。

- ・ **安全で快適な海岸づくり**

利用頻度の高い海岸では、防護面での安全性の確保や自然環境の保護とともに、必要に応じ水辺へ近づきやすい階段護岸等の整備や、海岸利用の増進に役立つ施設の整備など、来訪者をはじめ地域住民にとって安全で快適な海岸づくりにも配慮する。

- ・ **適正な海岸利用の推進**

誰もが快適に海岸を利用できるよう、他の利用者の迷惑となる行為の制限や海岸環境へ支障を及ぼす行為の制限など、地域特性に応じた海岸利用のルールづくりを進める。

海岸利用のルール等については、利用者にわかりやすく表示するとともに、利用者へのマナーの啓発などにも取り組む。